

(お知らせ)

令和2年5月21日
教 育 委 員 会

市立学校・幼稚園の再開について

政府による緊急事態宣言及び京都府知事からの学校に対する休止要請が解除されたことを受け、下記のとおり、本市立学校・幼稚園を再開します。

記

1 学校・幼稚園の再開時期

5月31日(日)までとしている臨時休業期間については、5月18日からの「教育活動再開に向けた準備期間」の取組(希望制による「学習相談・面談」や、学級や学年等を対象とする「登校(園)日」等。)を継続し、準備を進めたうえで、**6月1日(月)から学校・幼稚園を再開**します。

2 段階的な学校・幼稚園の再開

令和2年3月5日からの休業期間が3か月に及ぶことから、再開に向けては、各校種の実態も踏まえながら、段階的に、通常のエ育活動へ繋げることとします。

(1) 6月1日(月)から12日(金)まで (高校は5日(金)まで)

ア 児童生徒等が、学校・幼稚園生活へ順応するための「ウォーミングアップ期間」として、各校種の実態も踏まえつつ、段階的に「在校時間を増やす」、「登校する日を増やす」等しながら、学校園を再開します。

イ 長期間に及ぶ臨時休業期間を踏まえ、児童生徒等の心身のケアとともに、学校生活における感染拡大防止のための行動様式の確認と指導を図りつつ、児童生徒等同士また児童生徒等と担任をはじめ教職員とのつながりを深める期間とします。

ウ また、臨時休業期間における家庭学習等の丁寧な確認と見取りを行い、必要に応じて指導し、その定着を図ります。

(2) 6月15日(月)以降 (高校は8日(月)以降) 通常の学校教育活動を再開します。

※ 6月1日(月)以降に実施する教育活動に、感染拡大への懸念等から御家庭の判断により欠席する児童生徒等は、当面、指導要録上の「欠席」としない取扱いとします。

3 感染拡大防止対策の徹底について

各学校・幼稚園で、次の事項を踏まえた、学校・幼稚園ごとの感染拡大防止の取組指針を作成し、保護者等とも共有して、感染拡大防止を徹底しながら教育活動を行います。

(1) 基本的な感染症対策の徹底

ア 登校時、授業と授業の間や給食時間前、長時間休憩後等のこまめな手洗いや咳エチケットを徹底するよう指導。

イ 多くの児童生徒等が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチ、共用する器具等)の毎日の消毒。

ウ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導。

(2) 集団感染のリスクへの対応（「3密条件」の回避等）

- ア 教室等のこまめな換気を実施。
- イ 教室内の座席と座席の間隔をできる限り広く確保するなど席配置を工夫。
- ウ 飛沫を飛ばさないよう、やむを得ない場合や場面を除き、必ずマスクを着用するよう指導。また、教職員、来校者もマスクの着用を徹底。

(3) 児童生徒等の健康管理の徹底

- ア 毎朝「健康管理票」を持参させ、健康観察を徹底。
- イ マスク着用に伴い、熱中症のリスクが高まる可能性があるため、室温調整やこまめな水分補給等の実施。

4 新型コロナウイルス感染症の予防に関する指導

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付け、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を実施します。

5 各教科等の指導における留意事項

- (1) 各教室の席は全員が前を向く講義型（一斉授業の形態）として、席間についてもできる限りスペースを空けるなど席配置を工夫。
- (2) 児童生徒同士の話し合い活動やグループ活動等については、近距離での会話とならないよう、また、それが難しい場合は、当面、行わない等、授業展開を工夫。
- (3) 各教科等の特性上、感染症対策を講じてもなお飛沫感染等の可能性の高い活動を行う場合等については、順序の変更等の工夫。

6 給食の実施について

小学校・中学校（義務教育学校含む）、及び総合支援学校では、以下に留意し、6月8日（月）から給食を再開します。

- (1) 配食・会食前や返却後の手洗い、給食当番のマスク着用等、感染防止対策を徹底。
- (2) 給食の受取、返却等は、学年ごとに時間差を設けるとともに最少人数で行うなど、密接、密集を避ける。
- (3) 会食時は、飛沫を生じないように、机を向かい合せにしないで会話を控える。

7 部活動について

中学校（義務教育学校後期課程含む）、高校では、通常の学校教育活動の開始日（中学校は6月15日（月）、高等学校は6月8日（月）予定）以降、条件付きで再開します。

小学校は、児童への負担等を考慮し当面休止とします。

8 授業時数の確保に向けた取組

夏休み等の10日程度の短縮や、学校行事の見直し、1校時当たり5分短縮することによる7時間授業を週1回から3回程度実施するなど、児童生徒等の負担にも配慮しながら、様々な工夫を行い、授業時数を確保します。

京都市学校・幼稚園再開基本方針【小・中・義務教育学校】

5月18日～

6月1日

6月12日

15日～

教育活動再開
に向けた準備期間

ウォーミングアップ期間

「子どもたちの心身のケア」「感染拡大防止のための行動の確認と指導」
「子どもたち同士、子どもたちと担任等との繋がり醸成」「家庭学習の確認と指導」

通常
再開

【学校登校】

- ・希望制の「学習面談・相談」
- ・学級や学年単位の登校日
- ・教員指導の下で軽い運動
- ・学校(学級)ポスト設置

【家庭学習】

- ・教科書に基づく学習課題の提示(第2弾)
- ・KBS京都特別番組[小1～中3]と京都新聞ジュニアタイムズ連携(第2クール)
- ・学校HPに動画の学習課題掲載, Zoom活用等各校工夫で実践

感染拡大防止徹底(各校で取組指針)し、段階的に、在校時間や一週間の登校日を増やし、教育活動再開へ。

ステップ1 1日(月)

- ★学年ごとに、時間分けて登校
- ★体育館等広い場所でのオリエンテーション等

ステップ2 2日(火) ～5日(金)

- ★学級を2班(20人以下)に分割。
- 「隔日登校。」
- ・午前中授業
- ・給食なし」
- ★仲間づくり、家庭学習ふり返りを主眼に。

ステップ3 8日(月) ～11日(木)

- ★学級を2班(20人以下)に分割、
- 小学校「隔日登校・終日授業・給食実施」
- 中学校「午前・午後2部制で毎日登校。選択制給食実施」
- ★教科等の指導にシフト。

学童クラブと連携し、登校日ではない小学生児童の居場所を確保。

ステップ4 12日(金)

- ★全校児童生徒が登校
- ★終日授業
- ★土日前に終日授業を経験し、翌週からに備える

- ◎小40分・中45分の短縮授業・補充学習等。
- ◎中学部活動再開(条件付)・小は当面休止。
- ◎全児童生徒登校。
- ◎感染拡大防止策徹底(各校で取組指針)。

感染拡大への懸念等から家庭の意向で出席しない場合も、当面、「欠席」としない取扱い。

京都市学校・幼稚園再開基本方針【幼稚園・高校・支援学校】

5月18日～

6月1日

6月5日／12日

8日～／15日～

教育活動再開
に向けた準備期間

ウォーミングアップ期間

「子どもたちの心身のケア」「感染拡大防止のための行動の確認と指導」
「子どもたち同士、子どもたちと担任等との繋がり醸成」「家庭学習の確認と指導」

通常
再開

感染拡大防止徹底(各校で取組指針)し、段階的に、教育活動再開へ。

【幼稚園】6月15日～通常再開

分散による「登園日」の回数や在園時間を、徐々に増やす。
「預かり保育」も実施。

【高等学校】6月8日～通常再開

各校の状況に応じて始業時間を遅らす「時差登校」。学年・学級ごと等の「分散登校」で授業。夜間定時制(伏見・西京)は、6月1日から給食実施で通常教育活動。

【総合支援学校】6月15日～通常再開

ステップ1 1日(月)～5日(金)

★地域制、職業科・病弱とも午前中。
★職業科は、始業時間を遅らす
「時差登校」

ステップ2 8日(月)～12日(金)

★地域制は「午前中授業・給食実施」
★職業科・病弱は「終日授業」
職業科の時差登校は継続

感染拡大への懸念等から家庭の意向で出席しない場合も、当面、「欠席」としない取扱い。

◆幼稚園
園ごとの「登園日」の実施や保育が必要な幼児の受入れ継続

◆高等学校
各校で、時差登校・分散登校での登校日。(生徒との面談、家庭学習状況の点検等)

◆総合支援学校
地域制4校で「特例受入」要件緩和による登校機会の拡大
職業科で高1生対象の「登校日」や生徒の自主登校の推進

◎時差登校・短縮授業も各校状況で判断。
◎幼稚園は午前中活動を継続(一学期)。
◎高校部活動再開(条件付)。
◎全児童生徒・幼児登校園。
◎感染拡大防止徹底(各校で取組指針)。